

企教推だより

2023 年度 第 1 号

事業計画・予算案承認

第47回総会（5/29）

第47回総会を5月29日（月）に「lu CREA」を会場に開催しました。

新型コロナウイルス感染症の分類が変更となり、ほぼ通常の形での開催となり、会員企業等から58人のご出席をいただきました。総会では、2022年度事業・決算報告、役員改選、2023年度事業計画案・予算案等の議案について、すべてご承認をいただきました。



記念講演会「ビジネスと人権～人を大切にする企業経営を～」



総会記念講演には、アジア・太平洋人権情報センター（ヒューライツ大阪）特任研究員の松岡秀紀（まつおか ひでき）さんをお迎えし、「ビジネスと人権～人を大切にする企業経営を～」をテーマに、ご講演いただきました。松岡さんは政府の「ビジネスと人権行動計画（2020-2025）」の策定にも参画されており、豊富な経験と知識をもとにビジネスと人権、SDGs、人権デューデリジェンスなどの今日的な課題について説明していただき、多くの学びを得ることができたと思います。

人を大切にする企業経営のために、人権を仕事の質を高める問題として捉えることやポジティブに広い視野で考えることなど非常に重要で示唆に満ちたお話をいただきました。

【参加者アンケートから（一部紹介）】

- 印象に残った言葉・フレーズ
仕事から出発する 保護・尊重・救済 人を大切にする
事業活動の中で人権を考えることが重要 等
- 感想
 - ・「仕事」と「人権」を意識して活動をしていきたい
 - ・とても参考になりましたが、時間が足りないので企業としては重要なことなので、研修会等を開いてくれるとありがたいです。
 - ・とても勉強になり企業内活動に活かしていきたいと考えます。

カレンダー（6月）

- 1日 人権擁護委員の日
- 5日 世界環境デー
- 15日 世界高齢者虐待啓発デー
- 20日 世界難民の日
- 23～29日 男女共同参画週間
- 男女雇用機会均等月間
- 就職差別撤廃月間（東京都、大阪府）

《事務局からのお願い》

今年度も、班別に巡回DVD研修に取り組んでまいります。スムーズにDVDが巡回するよう、みなさまのご協力をお願いします。また、新作のDVD「今企業に求められる『ビジネスと人権』への対応」（2022年36分）が入りましたので、巡回DVD研修に活用させていただく予定です。

なお、研修終了後はアンケートの提出をお願いします。

今年度の事業計画について

2023年度の主な事業

実施時期	事業内容
4月	第1回理事会
5月	第47回総会および記念講演会
6月	第2回理事会
9月	新入社員等研修会
10月	性に関する人権問題研修会
12月	トップ・担当者合同研修会
2月	企業内人権担当者研修会
随時	各種人権講座等の受講

その他、巡回DVD研修、企教推だより発行、新聞広告、新規入会に係る企業訪問など

今年度の主な事業は左表のとおりです。

各種研修会については、過去のアンケート結果も参考にしながらテーマ設定や講師選定を行っていく予定にしています。詳細については、第2回の理事会で協議をいただきます。

今年度の新たな取組としては、市外など外部機関で開催される研修会や人権講座の受講があります。随時希望される方を募集しますので、関心のある講座等があれば積極的にご応募ください。

また、新規会員の加入促進の取組も行っていく予定です。会員企業の皆様からもぜひ関係企業への加入の声かけをいただければと思います。

今年度も本協議会の事業推進に、格別のご理解とご協力、ご参加をいただきますようお願いいたします。

人権文化の創造と「共に幸せを生きる」共生社会の実現に向けて

2023年4月スタート!

「福知山市人権尊重推進条例」「第4次福知山市人権施策推進計画」

福知山市では、2023（令和5）年4月から「福知山市人権尊重推進条例」および「第4次福知山市人権施策推進計画」を同時に施行しました。

この「条例」は、すべての人が基本的人権を生まれながらにして持って、かけがえのない個人として尊重され、差別をはじめとする人権侵害は決して許されるものではないという認識のもと、人権尊重のまちづくりを推進し、人権が等しく尊重された社会の実現をめざすことを目的に制定したものです。

「条例」では、下図のように、人権尊重のまちづくりを推進するための市・市民・事業者それぞれの役割が定められています。

市

人権尊重のまちづくりを総合的・計画的にすすめていくための体制づくりや事業を展開します。特に市民のみなさんが安心して相談したり話し合ったりできるまちづくりを進めるため、講座や相談事業等を実施します。

市民

家庭、職場、地域など、どんな場面でも人権尊重のまちづくりに向けた行動をします。差別等の人権侵害行為をしないことはもちろん、そのような行為に出会ったとき声をかけたり、人権講座に参加するなど、人権に気付き考える機会をつくります。

事業者

事業活動を行う上であらゆる差別の解消に努めます。事業活動だけでなく採用や人事における不当な差別をなくすことが求められます。人にやさしい商品やサービスづくりや安心して話せる人権尊重の風土づくりを進めます。

「計画」では、基本理念の「人権文化の創造と『共に幸せを生きる』共生社会」を実現するため、「保護・救済」「協働・支援」「人権教育・啓発」の3つの基本施策のもと、「気づき、考え、行動する」視点で人権施策を進めていくこととしています。

保護・救済

- 人権侵害を見逃さない体制づくり
- 安心して話し合える風土づくり
- 相談体制の充実や人権侵害に対応するための連携強化

協働・支援

- 計画段階から市民、NPO、事業者等が参画できる仕組みづくり
- 人権侵害を受けた当事者からの意見を踏まえた事業の検討
- 人権施設の事業充実

人権教育・啓発

- あらゆる世代に向けた人権教育と啓発、新たな手法の実施
- 人権教育・啓発活動に取り組みリーダーの育成
- 市民団体や大学等との連携強化による地域との共生